

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（鶴見斎場）買入

2 契約の相手方

ホーコス株式会社

3 随意契約理由

（1）製品選定理由

今回買入の鶴見斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホーコス株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホーコス株式会社製を選定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は、ホーコス株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホーコス株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

緊急随意契約理由書

1 委託名称

北畠霊園のブロック塀緊急修繕

2 契約の相手方

株式会社 大野組

3 随意契約理由

本件は、大阪市設霊園条例第1条に定める市設北畠霊園(阿倍野区阿倍野元町)のブロック塀等に係る撤去等工事を発注するものである。

当該霊園については、平成30年6月の大阪北部地震の発生後に、他の霊園と同様、ブロック塀の危険度調査を行っているが、その際、当該霊園西側のブロック塀(以下「本件部分」という。)については傾斜や亀裂がみられることは確認されていたが、隣接地の住宅に密接しており直接確認できない部分があるとともに、人が通行する道路に面していないとの理由から、緊急工事の対象とはしなかったものである。

平成30年12月6日、近隣住民から当該ブロック塀に係る問合せがあり、担当者が現場に訪れると、隣接する住宅が既に取り壊されており(現状更地)、本件部分が外部から目視で確認可能な状況であった。

そこで、本件部分を詳細に確認したところ、かなり老朽化が進んでおり、特にその基礎となる下段部分に崩れがみられるなどその劣化が著しいことから、このままの状態を放置すると倒壊の危険性が高いため、至急ブロック塀の撤去等の工事(以下「本件工事」という。)が必要であると判断したものである。(霊園内からは確認できなかった状態が判明したもの。)

本件部分は、道路には面していないものの、倒壊した際には墓参者のみならず今後隣接する建物等に被害が生じるおそれがある。また、現在、隣接地は更地の状態であり、本件工事も機器等の使用に際して物理的に容易に行うことが出来るが、今後、隣接地に何らかの建物等が建築されると本件工事自体が困難になるおそれもあり、本件工事の緊急性は高いといえる。

また、施工業者については、当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたところ、多数の業者から度重なる災害により重機、技術者等の確保が困難であるとの回答であったが、上記の契約相手方から施工可能との回答を得た。

以上の理由から、本件工事の性質上競争入札に適さないので、本件工事の内容を勘案して上記の相手方と緊急特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(電話番号 06-6630-3135)

環境局総務部施設管理課(電話番号 06-6630-3368)

緊急随意契約理由書

1 委託名称

大和田霊園ブロック塀緊急修繕

2 契約の相手方

永興建設株式会社

3 随意契約理由

本件は、大阪市設霊園条例第1条に定める市設大和田霊園（西淀川区大和田6-14）のブロック塀等に係る撤去等工事を発注するものである。

当該霊園については、平成30年6月の大阪北部地震の発生後に、他の霊園と同様、ブロック塀の危険度調査を行っているが、その際、当該霊園のブロック塀については傾斜等がみられることは確認されていたが、隣接地の住宅に密接しており直接確認できない部分があるとともに、人が通行する道路に面していないとの理由から、緊急工事の対象とはしなかったものである。

平成31年1月、当該霊園南側ブロック塀（以下「本件部分」という。）に隣接する建物が取り壊されており（更地状態）、当該土地の所有者からブロック塀が傾いている旨、大和田霊園管理委員会の会長へ連絡があったことから、担当者が現地に赴き本件部分を詳細に確認したところ、かなり老朽化が進んでおり、特にその基礎となる下段部分に崩れがみられるなどその劣化が著しいことから、このままの状態を放置すると倒壊の危険性が高いため、至急ブロック塀の撤去等の工事（以下「本件工事」という。）が必要であると判断したものである。（霊園内からは確認できなかった状態が判明したものの。）

本件部分は、道路には面していないものの、倒壊した際には墓参者のみならず今後隣接する建物等に被害が生じるおそれがある。また、現在、隣接地は更地の状態であり、本件工事も機器等の使用に際して物理的に容易に行うことが出来るが、今後、隣接地に何らかの建物等が建築されると本件工事自体が困難になるおそれもあり、本件工事の緊急性は高いといえる。

また、施工業者については、当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたところ、多数の業者から度重なる災害により重機、技術者等の確保が困難であるとの回答であったが、上記の契約相手方から施工可能との回答を得た。

以上の理由から、本件工事の性質上競争入札に適さないので、本件工事の内容を勘案して上記の相手方と緊急特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課斎場霊園担当（電話番号 06-6630-3135）

環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6630-3368）

随意契約理由書

- 1 案件名称
瓜破斎場自動扉引分型開閉装置取替修繕
- 2 契約の相手方
ナブコドア株式会社
- 3 随意契約理由
瓜破斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、
施工で製造、設置したものである。
今回、取替修繕を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会
社のみが熟知しているほか、部品等の入手は他社では不可能である。
また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保
証ができるのは当該会社以外にはない。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3136)